

# 昭和四十六年法律第四十号

## 民事訴訟費用等に関する法律

目次

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第二章 裁判所に納める費用

##### 手数料（第三条—第十条）

##### 手数料以外の費用（第十一条—第十三条の二）

##### 費用の取立て（第十四条—第十七条）

##### 証人等に対する給付（第十八条—第二十一条）

##### 十八条の三）

##### 第四章 雜則（第二十九条・第三十条）

##### 第五章 総則

#### （趣旨）

民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるものほか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

**第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九百九号）**その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

**第二条 第十一項の費用 その費用の額**

**三 執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）**の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用を控除した額

**四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上**

上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

#### イ 旅費

(1) 旅行が本邦（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定めることを超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った

交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給す

る日当の例により算定した額

宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）ために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを

含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

#### 六 訴訟その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

と認める額を超えることができない。

訴訟その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものを受けたためには要する費用

六 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものを受けたためには要する費用

律第四号）第一十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用 裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額を交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を支払うべき額

十三 公証人法第四十八条の規定により公証人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料の額

十四 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものを受けたためには要する費用

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例によると競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受けた報酬及び費用 当該法令の規定により裁判所が定めた費用 第七号の例により算定した費用の額

十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払った地代又は借賃料の額と最高裁判所が定める額

十七 第二十九条の二第一項の費用 同項の規定範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面とした場合の通知の費用 通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額

十九 判決を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用 裁判所が相当と認められる額

二十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に登録免許税その登録免許税の額

二十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税その登録免許税の額

二十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の原本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付

二十三 若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第五号）第四十九条第二項の規定により届出消費者の届出消费者は、その届出消费者は、訴え提起する場合の手数

料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならぬ。民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとなされたとき。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとなされたとき。

四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八条等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての手数料の特例）民事執行法第一百六十七条の二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第一百九十七条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第二百六第一条第一項若しくは第二項の申立て（以下この条において「財産開示手続等の申立て」といふ。）と同時に債権の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続等の申立てをする者は、財産開示

手続実施等の申立てをする時に当該財産開示手続実施等の申立ての手数料を納めなければならない。この場合において、当該差押命令により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

二 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円（みなし）の規定により財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

三 一の訴えにより財産権上の請求でない請求との原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

四 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

五 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一項及び第三項の規定は、別表第一の一〇の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

六 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一〇の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

七 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

（手数料を納めたものとみなす場合）

（過納手数料の還付等）

二 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて、民事訴訟法第三百五十五条第一項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二条）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第一百五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十一年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合は、前項の規定による手数料の額に相当する金額の金銭を差押処分の申立ての手数料又は別表第一の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

三 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料

2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

三 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。訴訟の目的の価額は、百六十万円（みなし）の規定により財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することと同一の訴えにより財産権上の請求でない請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

四 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

五 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一〇の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

六 手数料を納めなければならない申立てとすべき申立ての手数料について準用する。

七 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一〇の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

八 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に收入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができるものとみなす。

九 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

十 前項の規定にかかるとおり、支払督促若しくは差押処分の申立ての手数料又は別表第一の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

十一 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申立てについての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所（以下この号において同じ。）における下の裁判の確定又は原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所）以下この号において同じ。）における下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

12 前項の規定は、数個の請求の一部について同一の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

5 支払督促の申立てについて、却下の处分の確定又は支払督促の送達前における取下げがあった場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金钱を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

6 第一項から第三項まで及び前項の申立ては、第一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合には、当該各申立人がすることができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所书记官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

（再使用証明）

第十条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金錢による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を当該裁判所に提出してその額に相当する金錢の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金錢を還付しなければならない。

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

## 第二節 手数料以外の費用（納付義務）

第十二条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金錢の額を定める手続を定める手続

四 少額訴訟債権執行（民事執行法第六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を行う）

2 第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないうことができる。（郵便切手等による予納）

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十四条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

2 第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 督促手続

3 前条第九項の規定は、前項の費用について準用する。（旅費の種類及び額）

2 第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものと

し、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せざり、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

（説明者の旅費の請求等）

3 民事訴訟法第二百八十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第一百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

（調査の嘱託をした場合の報酬の支給等）

2 第二十一条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 民事訴訟法第二百三十二条の四第一項第一号の規定により文書（同法第二百三十二条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の費用について準用する。

（旅費の種類及び額）

2 第二十二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅

し、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては、中級以下で裁判所が相当と認められる等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては、裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定めた額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

**第二十二条** 日当は、出頭又は取調べ及びそれそのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

**第二十三条** 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)(旅費等の計算)

**第二十四条** 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前二条に規定する基準を参考して、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

**第二十五条** 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

**第二十六条** 第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定

料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相當と認めるところによる。

(請求の期限)

が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

**第二十七条** この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに請求しないときは、支給しない。

(請求の期限)

が完結する場合においてはその判決があるまでに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

**第二十八条** 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることができないと認めるときは、この限りでない。

(民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

(第四章 雜則)

(郵便切手等の管理)

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

(民事執行法第二百七条第一項又は第二項の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。)

1 供託するための手数料(第二条第四号及び第五号の例により算定した額)

2 供託するための旅費、日当及び宿泊料(第二条第四号及び第五号の例により算定した額)

3 供託の書類の作成の費用(供託又はその事情の届出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額)

4 供託所に出頭しないで供託することができるとときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額)

(施行期日等)

**附 則** (昭和五〇年一二月二七日法律第九四号) 抄

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用(供託又はその事情の届出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額)

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用(提出一回につき第二条第十八号の例により算定した額)

(施行期日等)

**附 則** (昭和五〇年一二月二七日法律第九五号) 抄

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものを受けたために要する費用(交付一回につき第二条第七号の例により算定した額)

(施行期日)

2 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

(施行期日)

3 第一項の費用は、供託金から支給する。

(債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等)

は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

(第四章 雜則)

(郵便切手等の管理)

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

3 前二項に定めるものほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

**第三十条** この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他のこの法律の施行に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(附 則)

この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他のこの法律の施行前に要した費用については、八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

(附 則)(昭和五五年五月一七日法律第五〇号) 抄

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(附 則)(昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(附 則)(昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(附 則)(昭和五五年五月一七日法律第五〇号) 抄

この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(附 則)(昭和五五年五月一七日法律第五〇号) 抄

この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(附 則)(昭和五五年五月一七日法律第五〇号) 抄

この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(附 則)(昭和五五年五月一七日法律第五〇号) 抄

この法律は、昭和五十七年一月一日から施行する。

(附 則)(昭和五五年五月一七日法律第五〇号) 抄

この法律は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号)

(施行期日)

1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、前項の事件に関し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

3 この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

16 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

18 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

19 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

20 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

21 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

22 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

23 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

24 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

25 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

26 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

27 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十九条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。



		附 則 (平成一六年四月二一日法律第三 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
	附 則 (平成一六年五月一二日法律第四 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成一六年五月一二日法律第四 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。
	附 則 (平成一六年六月二日法律第七 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成一六年六月二日法律第七 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。
	附 則 (平成一六年六月九日法律第八 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成一六年六月九日法律第八 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成一六年六月一八日法律第一 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一六年六月一八日法律第一 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一六年六月二九日法律第七 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一六年六月二九日法律第七 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一七年七月二六日法律第八 （施行期日） 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。	附 則 (平成一七年七月二六日法律第八 （施行期日） 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。
	附 則 (平成一九年七月一一日法律第一 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。	附 則 (平成一九年七月一一日法律第一 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。
	附 則 (平成一六年六月一八日法律第一 （施行期日） 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。	附 則 (平成一六年六月一八日法律第一 （施行期日） 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
	附 則 (平成二五年六月一九日法律第 （施行期日） 第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。	附 則 (平成二五年六月一九日法律第 （施行期日） 第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
	附 則 (平成二五年六月二六日法律第六 （施行期日） 第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。	附 則 (平成二五年六月二六日法律第六 （施行期日） 第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
	附 則 (平成二五年七月三日法律第七 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成二五年七月三日法律第七 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成二五年二月一一日法律第 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超過した日から施行する。	附 則 (平成二五年二月一一日法律第 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超過した日から施行する。
	附 則 (令和元年五月一七日法律第二 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (令和元年五月一七日法律第二 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (令和元年五月三一日法律第 （施行期日） 第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナショナル条約並びに同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定による改定が施行する。	附 則 (令和元年五月三一日法律第 （施行期日） 第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナショナル条約並びに同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定による改定が施行する。
	附 則 (令和四年五月二十五日法律第四 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (令和四年五月二十五日法律第四 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (令和四年六月一一日法律第五 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日から施行する。	附 則 (令和四年六月一一日法律第五 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日から施行する。

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一七日法律第  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十六年法律第四十  
号の改正規定等に関する法律

附 則 (平成一六年一月三日法律第一  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十六年法律第四十  
号の改正規定等に関する法律

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和三十八年法律第五  
十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五  
号の規定による改定が施行する。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六  
（施行期日）  
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七  
（施行期日）  
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一一日法律第  
（施行期日）  
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (令和元年五月一七日法律第二  
（施行期日）  
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第  
（施行期日）  
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四  
（施行期日）  
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。



附 則（令和六年六月一九日法律第五八）  
号抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第六条及び第八条の規定  
布の日

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第六条** 民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、施行日の前日までの間ににおける民事訴訟費用等に関する法律別表第二の一三の項ハの規定の適用については、同項ハ中「申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。

（政令への委任）

**第八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 項	訴え（反訴を除く。）の提起	下欄
上欄	別表第一（第三条、第四条関係）	
ご円額そ部ま百価目訴へ得出よこめ次応価目訴 千とま十の分で万額的訟二たしりろるにて算にと定 円にで万価の円がのの		

訴（一円 ご円額そ部ま十を千価目訴（一千にて万額その円え円五価目訴（一円にて万額その円五を百価目訴（二  
訟（五 三とま百の分で億超万額的訟四円 ご円五の部ま千を百額的訟（三） ご円二の部ま百超万額的訟（二）  
の 千にて万価の円え円がのの 二とま十価で万超万がのの 千とま十価で万え円がのの

四	三	二	
立て告判決に対する提起若しくは上告受理の申立て 立て告の提起又は上告受理の申立て 立て告の提起又は上告受理の申立て 立て告の提起又は上告受理の申立て	上告の提起又は上告受理の申立て く。（四の項に掲げるものを除く。） 上告の提起又は上告受理の申立て く。（四の項に掲げるものを除く。） 上告の提起又は上告受理の申立て く。（四の項に掲げるものを除く。）	控訴の提起（四の項に掲げるも のを除く。） 控訴の提起（四の項に掲げるも のを除く。） 控訴の提起（四の項に掲げるも のを除く。） 控訴の提起（四の項に掲げるも のを除く。）	
の得出よの又二倍額て算に一倍額て算に一 二たしり項はの額の得出よの額二たしり項 分額て算に三項	の得出よの又二倍額て算に一倍額て算に一 二たしり項はの額の得出よの額二たしり項 分額て算に三項	円 ご円額そ分え円五価目訴（一万にて万額その円五を十価目 一とま千のるを十額的訟六円 ご円五の部ま十超億額的 万にて万価部超億がのの 一とま百価で億え円がのの	

六

反訴の提起	請求の変更

だ額て算に二てにのるに控にた判つ（請求 し。得出よのはあ提反お訴係判断い求の 、たたしり）、つ起訴け審る決してに項 た控の手にの変額て算に二てにのるに控にた判つ（一にの変 額除額数係請更か得出よの項）、つ更求け審る決してに項き求 しを料る求前らたしり	額の一
--	-----



基(四)円 ご円五そ分で万超万がな基(三)円 ご円二そ分で万え円がな基(二)四とま十その円がな基へたしりるる  
 磯(四)八とま十の の円え円五る磯(三)四とま十の の円五を百る磯(二)百にで万の部ま百る磯(一)額て算にと  
 と 百にで万額 部ま千を百額と 百にで万額 部ま百超万額と ご円額 で万額と 得出よこ

二の三一	
申立ての変更 借地借家法第四十一条の事件の	
得出よのきての変 たしり項一に申更 額て算に三つ立後	四とま千そ部超億がな基(一)円 ご円五そ分で億え円がな基(一)円千とま百その円え円がな 千にで万の分え円五る磯(六) 四とま百の の円五を十る磯(五) 二にで万の部ま十を千る ご円額 るを十額と 千にで万額 部ま十超億額と 百 ご円額 で億超万額

四一	
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判	
五を百価事求審は調(一)円 ご円額そ部ま百価事求審は調(一)得出よこめ次応価事求審は調(一) 百超万額項め判労停(二) 五とま十の分で万額項め判労停(二)たしりるるにじ額項め判労停(二) 万え円がのるを働又 百にで万価 の円がのるを働又 額て算にと定てにのるを働又 た控の手に申更か 額除額数係立前ら しを料るての変	

は調(一)百 ご円額そ部ま十を千価事求審は調(一)円にで万額そ部ま五価事求審は調(一)百にで万額そ部  
 労停(五)円 千とま百の分で億超万額項め判労停(四) ご円五の部ま千を百額項め判労停(三)円 ご円二の部  
 働又 二にで万価 の円え円がのるを働又 千とま十価 で万超万がのるを働又 五とま十価 で

二の四一	
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判 手続の申立ての変更	円 ご円額そ分え円五価事求審は調まにで万額その部分五を十価事求めのを の手に申更か得出よのきての変更額数係立前らたしり項一に申立後四とま千のるを十額項め判勞停ご円五部超億がのるを働又四とま千にで万価部超億がのるを働又四とま百価四とま千で億え円がを
六一	二の五一
イ仲裁法第十二条第二項、第十六第三項、第十七第二項、第十五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは第二項又は第二百七一条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十二年法律第二十一号)第十一条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施の特例に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立て、基本となる手続が開始されたもの(第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他に掲げる申立てを除く。)	家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立てとして参加する場合に限る)。
千円	円 千二百八百円控除し
七一	二の六一
イ民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することとして参加する場合に限る。	家事事件手続法の規定による事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事件についての調停若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立ての申立て又はこれらの法律の規定による参加の申出(申立てとして参加する場合に限る)。
五百円	円 五百円債権につき一千個の債権に
口 非訟事件手続法の規定による参加(一三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立てとして参加する場合に限る。)	消费者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出
口 非訟事件手続法の規定による参加(一三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立てとして参加する場合に限る。)	(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することにより、民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することに対する異議の申立て、(ハ) 家事事件手続法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することに対する異議の申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、(イ) 裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、(ロ) 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執

若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条规定第三項若しくは第六十四条第一項の六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当要求、同法第二百六十七条の十五第五項の規定による執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当要求、同法第二百六十七条の十五第五項の規定による申立て、同法第一百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始の申立て、同法第一百七十二条第二項の規定による申立て、同法第一百七十五条第三項若しくは第六項の規定によるその取消しの申立て又は同法第一百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの

申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て、同法第五百五十四条号)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)又は船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十一年法律第九十五号)の規定による参加及び七の項、一二の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く)の申出又は申立て

護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務の執行の手続の停止若しくは続行等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第二項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百五十五条の二の三第一項、第一百五十六条の四第一項若しくは第五十五条第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四十八条の六第一項若しくは第一百四十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十九条第一項の規定による申立て、不正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和二年法律第五十八号）第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三条第一号）第四十条第一項若しくは第41条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項若しくは第49条第一項の規定による申立て又は仲裁法（平成十九年法律第七項の規定による申立てへ執行人の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て

九一	八一
民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十三条第一項、家事事件手続法第一百三十二条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て	抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、家事事件手続法第九十七条第二項、若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十一条第二項の規定による抗告の許可の申立て
民事訴訟法第三百四十九条第一項、家事事件手続法第一百三十二条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て	(1)二の項、一五の項、又は二の項、一五の項、(2)一三の項に掲げる申立て又は申出についての裁判(不適法として却下したものと/or)の申立てに対するもの(抗告裁判所の裁判を含む。)

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

別表第二（第七条関係）

項目	上欄	下欄
四 執行文の付与	三 事件に関する事項の交付 事件に関する事項の證明書の交付	二 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
一通につき三百円	同じ。の記載と相違ない旨の證明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円	一 事件の記録の閲覧、複製（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。） 用紙一枚につき百五十円